平成３０年（フ）第７号
埼玉県草加市西町70番地３　コーポセブン201号
債務者　上柿元　力
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　配島　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月29日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１３１号
埼玉県越谷市宮本町３丁目98番地７
債務者　伊藤　信行
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　泰典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１４４号
埼玉県三郷市高州４丁目132番地１
債務者　達　　敏也
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松崎文貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第５２号
愛知県蒲郡市清田町三反田６番地11
債務者　山崎　楓弥
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立陽一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第９９３号
大阪府豊中市立花町１丁目12番４号
債務者　榊瑠璃こと　稲葉眞由美
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後岡　美帆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１０号
大阪府富田林市寿町２丁目２番31号
債務者　松浦　義典
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　真鍋　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１８号
鳥取県鳥取市立川町６丁目234番地　市住５－１号、旧住所鳥取県鳥取市吉成492番地　市住Ａ－４号
債務者　木本　秀子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小坂　　壽
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６号
新潟県佐渡市加茂歌代354番地３
債務者　北　富美子
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十嵐　勇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

平成３０年（フ）第１６７号
京都市山科区椥辻番所ケ口町182番地　リューライフ辻３－Ｂ
債務者　川口　晃弘
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻村　英介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第７６号
鹿児島県鹿児島市玉里町36番12号
債務者　長﨑　雄二
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山浩太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第９号
北海道北見市東相内町629番地22
債務者　赤坂　紀子
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成３０年（フ）第１０２号
埼玉県川口市坂下町２丁目４番16号　サン・サイプレス202号
債務者　蜂巣　義幸
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１０３号
埼玉県川口市坂下町２丁目４番16号　サン・サイプレス202号
債務者　蜂巣　久代
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１５７号
埼玉県上尾市本町３丁目４番12号　鳥海マンション302
債務者　深澤　　功
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２１７号
さいたま市見沼区大字大谷1780番地　４－301
債務者　中野いつ子
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２１８号
埼玉県加須市久下２丁目44番地１　ディアスＣ101号室
債務者　石井　敏行
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２３９号
埼玉県南埼玉郡宮代町和戸４丁目７番15号　リヴァーサイドＫⅡ　203号
債務者　山瀬　千鶴（旧姓稗田）
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係